計画書

阪神間都市計画 地区計画の変更(尼崎市決定)

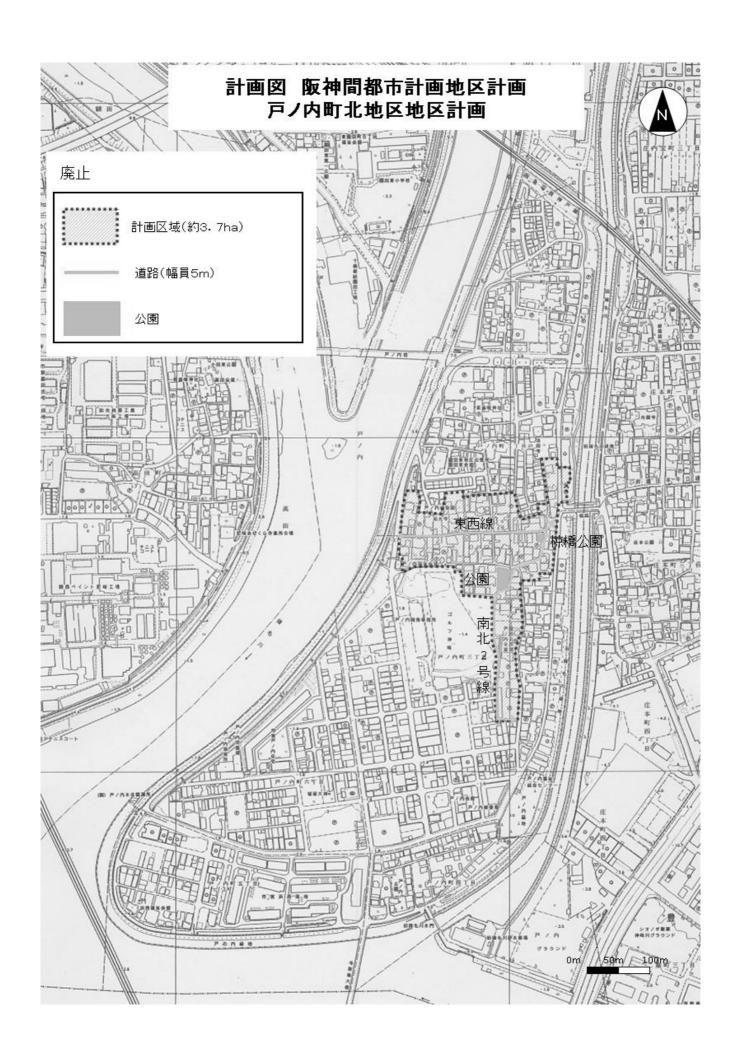
次の都市計画戸ノ内町北地区地区計画を廃止する。

名 称	戸ノ内町北地区地区計画
位 置	尼崎市戸ノ内町二丁目の一部及び三丁目の一部
面 積	約 3.7 ha
備考	当初決定 平成16年1月27日 変更決定 平成22年5月18日

「区域については計画図表示のとおり」

(理由)

別添理由書のとおり



(理由書)

本地区は、平成7年1月の阪神・淡路大震災により旧猪名川、神崎川沿いで地盤の液状化や地盤沈下が発生し、倒壊や傾斜により全壊、半壊の家屋が出たほか、道路やライフラインにも大きな被害が生じた。また旧村落から発展したまちであるため、既存道路は幅員が狭く消防車両等の通れない箇所が多いほか、住宅の密集度合いも高く、地震や火災時に大規模災害発生の恐れがある地区である。

このため、戸ノ内町北地区では、「災害に強く、お年寄りや障がい者、若者、子供たちが安心・快適に暮らせるまち」の実現に向け、平成 16 年 1 月に地区計画を策定し、平成 22 年 5 月には一部区域の追加拡大を行い、継続的な取組がなされてきた。

このたび、戸ノ内町北地区全域におけるまちづくりに対する機運が高まり、区域の拡大に併せ更なる防災性の向上や快適な住環境の形成を目指し、新たな防災街区整備地区計画の策定を行うことに伴い、現地区計画を廃止するものである。